

向精神薬の正しい取扱い

いま 向精神薬の不正流通が問題となっています！

大量不正譲渡事件

関東麻薬取締部は、3人の顧客に対し、合計18,000錠の向精神薬を営利の目的で譲り渡したとして、麻薬及び向精神薬取締法違反で開業医を逮捕した。

医薬品ブローカーによる横流し事件

免許を持たない医薬品ブローカーが共謀し、稼働実態のない病院の名義を利用して薬局から向精神薬を入手し、別のブローカーへ転売を繰り返していた。

**向精神薬は許可を受けた業者以外からの買取りができません。
また、販売先は病院、薬局、卸売業者に限られます。**

向精神薬の不正譲渡⇒5年以下の懲役または情状により
(営利目的) 100万円以下の罰金の併科
(麻薬及び向精神薬取締法 第66条の4)

注：麻薬特例法の規定により、無期又は5年以上の懲役及び1千万円以下の罰金に処されることもあります。

【向精神薬の基本的なルール】

- ◆ **譲受け・譲渡し**……法律で定められた者以外との譲渡・譲受をしてはいけません。容器に (向) の記載がない薬は取り扱ってはいけません。
- ◆ **管理・保管** ……向精神薬は鍵付きのロッカーや保管庫に保管し、盗難防止に努めてください。
- ◆ **記録** ……第1種、第2種向精神薬を譲り受け、譲り渡し、廃棄した場合には必要事項を記録し、記録は2年間保管してください。
※違反した場合は、20万円以下の罰金。
- ◆ **廃棄** ……乱用防止のため、向精神薬は適切に廃棄してください。
- ◆ **事故** ……規定の数量以上の向精神薬の事故が生じた場合には、速やかに届け出てください。
※違反した場合は、20万円以下の罰金。

○ 麻薬及び向精神薬取締法

(譲渡し等)

第五十条の十六 向精神薬営業者（向精神薬使用業者を除く。）でなければ、向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 病院等の開設者が、施用のため交付される向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合
- 二 向精神薬試験研究施設設置者が、向精神薬を他の向精神薬試験研究施設設置者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合
- 三 その他厚生労働省令で定める場合

2 向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者及び向精神薬卸売業者は、向精神薬営業者（向精神薬輸入業者を除く。）、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者以外の者に向精神薬を譲り渡ししてはならない。ただし、向精神薬製造製剤業者及び向精神薬卸売業者が、向精神薬輸入業者から譲り受けた向精神薬を返品する場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

3 (略)

4 向精神薬小売業者は、向精神薬処方せんを所持する者以外の者に向精神薬を譲り渡ししてはならない。ただし、向精神薬営業者から譲り受けた向精神薬を返品する場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

(記録)

第五十条の二十三 向精神薬営業者（向精神薬小売業者を除く。）は、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 輸入し、輸出し、製造し、製剤し、若しくは小分けした向精神薬、向精神薬の製造若しくは製剤のために使用した向精神薬又は向精神薬化学変化物（向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者が向精神薬に化学的変化を加えて向精神薬以外の物にしたものをいう。次号及び次条において同じ。）の原料として使用した向精神薬の品名及び数量並びにその年月日
- 二 向精神薬化学変化物の品名、数量及び用途
- 三 譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した向精神薬（第三種向精神薬を除く。次号において同じ。）の品名及び数量並びにその年月日
- 四 向精神薬の輸入若しくは輸出又は譲渡し若しくは譲り受けの相手方の氏名又は名称及び住所

2・3 (略)

4 向精神薬取扱者は、前三項の規定による記録を、記録の日から二年間、向精神薬営業所、病院等又は向精神薬試験研究施設において保存しなければならない。

(罰則)

第六十六条の四 向精神薬を、みだりに、譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持した者（第七十条第十七号又は第七十二条第六号に該当する者を除く。）は、三年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第七十二条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一～七 (略)

八 第五十条の二十三第一項から第三項までの規定に違反して、記録をせず、又は虚偽の記録をした者

九 第五十条の二十三第四項の規定に違反して、記録の保存をしなかつた者

○ 麻薬特例法（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律）

(業として行う不法輸入等)

第五条 次に掲げる行為を業とした者（これらの行為と第八条の罪に当たる行為を併せてすることを業とした者を含む。）は、無期又は五年以上の懲役及び一千万円以下の罰金に処する。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二（所持に係る部分を除く。）、第六十五条、第六十六条（所持に係る部分を除く。）、第六十六条の三又は第六十六条の四（所持に係る部分を除く。）の罪に当たる行為をすること。

二～四 (略)

ご不明な点は

宮城県保健福祉部薬務課 又は 最寄りの県保健所・支所

まで お気軽にご相談下さい。